

申請

平成27年 1月29日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

福島県知事
内堀 雅雄



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年1月14日付け指示のうち、記の14に記載されている県の定める管理計画については、平成27年1月29日付けで次のとおり変更します。

なお、本計画対象区域における管理計画の実施体制を検証し、管理計画の内容を再検討した上で、今回削除した区域においても適切に実施できる態勢が整った段階で、再度計画を変更します。

記

変更前

変更後

1 本計画の対象区域

本宮市旧和木沢村（白沢村）

削 除

出荷制限区域において産出された大豆に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する大豆が流通しないよう、原子力災害対策本部から大豆の出荷制限の指示があった区域（以下「対象区域」という。）において生産された大豆について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産された大豆について、本計画及び対象区域の市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、下記のとおり。

市町村名	対象区域
福島市	旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村、旧庭塚村
須賀川市	旧長沼町
二本松市	旧小浜町、旧渋川村
南相馬市	旧石神村
大玉村	旧玉井村、旧大山村

2 大豆の流通防止

県及び対象区域の市町村は、関係機関・団体等と連携の上、本計画及び市町村管理計画の内容について、生産者や集出荷団体、産直施設等に対して周知を図る。

特に、対象区域内で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、生産者や集出荷団体、産直施設等に対し周知を図る。

3 生産物の管理

（１）管理台帳の整備

市町村は、地域農業再生協議会等と連携して、経営所得安定対策に係る営農計画書などの情報を活用し、対象区域内において大豆（自家消費を含む）を作付した全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、作付面積、生産量、出荷・自家消費用の区分や保管場所等を記載した管理台帳を整備する。

（２）生産量の全量把握

市町村は、関係機関・団体等と連携して、生産者の保管場所の現地確認を行い、実際の生産量の全量を把握し、全袋を個別識別できるように袋毎に番号等を付す。

なお、市町村は、現地確認の結果、管理台帳と異なる内容が認められた場合は、台帳を修正する。

（３）収量が著しく少ない生産者の確認

市町村は、地域農業再生協議会等と連携して、収穫量が著しく少なく大豆の出荷を見合わせた生産者について、過去３年間の大豆の作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、農業者戸別所得補償制度等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認する。

(4) 管理台帳の提出

市町村は、生産情報等を管理台帳に整備した段階で、県に管理台帳の写しを提出する。

県は、市町村から提出された管理台帳の内容について確認し、必要に応じて修正や追加情報の整備を求める。

4 放射性物質検査の実施

(1) 検査計画の作成等

市町村は、管理台帳のデータに基づき、全袋の検査実施計画を策定し、県に提出する。

県は、市町村から提出された検査実施計画に基づき、検査関係部署と調整を図りながら、検査日や搬送方法等を市町村に示す。

(2) 検査の実施

市町村は、あらかじめ指定された検査期日に合わせて検体を採取し、指定された場所に検体を送付又は直接搬入する。

県は、搬入された検体について、県農業総合センターのゲルマニウム半導体検出器で検査を実施する。

(3) 検査結果の確認と報告

県は、検査が終了したら、速やかに国及び市町村に報告する。

市町村は、県の検査結果を速やかに管理台帳に記載するとともに、全ての生産者の大豆が放射性物質の検査が行われているか台帳で確認する。

(4) 検査結果の公表

県は、検査の結果について、報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

5 放射性物質の検査が終了した大豆の取扱い

市町村は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について、検査済みであることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

なお、基準値を超過した大豆が発生した場合、市町村は速やかに生産者に通知し、該当する袋単位の大豆を、市町村の管理の下で確実に隔離して保管する。

6 基準値を超過した大豆の処分

(1) 処分の考え方

県は、市町村に対し、基準値を超過した大豆について、市町村の管理計画に基づき適正に処分するよう指導する。

市町村は、基準値を超過した大豆を焼却処分するなど適正な方法により処分する。

(2) 管理台帳による確認

市町村は、基準値を超過した大豆がすべて適正に処分されたことを確認後、管理台帳に記載し、県に報告する。

県は、管理台帳に基づき市町村の処分状況を確認する。